

※消費税率の変動により、金額については外税として記載させていただくこととしました。いずれの金額についても、所定の金額に加え、別途消費税がかかることにご留意ください。

施行2021年4月1日

# オーシャン綜合法律事務所 弁護士費用基準規程

## 目 次

第1章 総則	・・・	2頁
第2章 法律相談, 意見書（鑑定書）料等	・・・	3頁
第3章 着手金及び報酬金	・・・	4頁
第1節 民事事件	・・・	6頁
第2節 刑事事件	・・・	13頁
第3節 少年事件	・・・	14頁
第4章 手数料	・・・	15頁
第5章 時間制	・・・	18頁
第6章 顧問料	・・・	19頁
第7章 日当	・・・	19頁
第8章 実費等	・・・	19頁
第9章 委任契約の清算	・・・	20頁
別表－1（実費等請求額基準表）	・・・	21頁

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

当法律事務所は、基準の提示として、以下のとおり、法律事務を行うにあたっての報酬を定めます。一般的な基準を定めたものでありますから、弁護士と依頼者間で本基準と異なる定めをした場合、それが優先します。

### 第2条（「弁護士報酬」の定義、その内容）

本規定における「弁護士報酬」は、法律相談料、意見書（鑑定書）料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当を含めた弁護士が職務上受領する金銭を指します。

2. 前項の定義は、以下のとおりです。

(1) 法律相談料

法律相談（口頭、電話及びメール等による相談を含む）の対価をいいます。

(2) 意見書（鑑定書）料

書面により法律上の判断又は意見を提示する場合の対価をいいます。

(3) 着手金

依頼案件（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき事件等の対価をいいます。

(4) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける対価をいいます。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続き又は短期間の作業にて終了する事件等についての対価をいいます。

(6) 顧問料

顧問契約を締結することによって発生する対価をいいます。

(7) 日当

弁護士が、委任事務処理のために出張した場合、その対価をいいます。

### 第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼時に、報酬金は、事件処理の終了時に、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、それがなければ依頼者との協議により定めた時期に、それぞれ支払いをしていただきます。

### 第4条（事件等の個数等）

弁護士報酬は、依頼した1案件毎に定めるものとし、裁判上の事件については審級毎

に1件とし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるとします。

2. 裁判外の事件等が、裁判上の事件に移行した場合、別件とします。

#### 第5条（弁護士の報酬請求権）

弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2. 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することができます。

- (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- (3) 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。
  - ① 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
  - ② 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

#### 第6条（弁護士の説明義務等）

弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成し、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載します。依頼者は、それにつき不明点があれば、説明を求めるものとします。

#### 第7条（弁護士報酬の増減対応等）

弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額することができます。

2. 弁護士は、着手金及び報酬を受ける事件等につき、事案の性質、その他の事情により、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を無くし、報酬金のみとする扱い又は着手金を減額し他方報酬金を増額する扱い等ができるものとします。

ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものといたします。

3. 弁護士と依頼者間で合意した内容は、本条項の全てに優先した効力を有するものとします。

#### 第8条（複雑案件等の弁護士報酬の増額）

弁護士は、依頼事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合、依頼者と協議のうえ、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定の額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

#### 第9条（消費税の扱い）

非事業者に対する弁護士報酬は、消費税を含んだ金額とし、事業者に対する場合は、外税とします（なお、法律上、源泉税が付加されます。）。

### 第2章 法律相談、意見書（鑑定書）料等

#### 第10条（法律相談料）

次のとおりとします。

(1) 法律相談料（個人）	30分毎に5000円
(2) 法律相談料（法人）	30分毎に金1万5000円以上～金2万円以下

#### 第11条（意見書又は鑑定書料）

金10万円以上、金50万円以下とします。弁護士は、作業時間の合計が20時間以上を要する複雑又は特殊な事情がある事案の場合、依頼者と協議のうえ、上記金額を総額するものとします。

### 第3章 着手金及び報酬金

#### 第1節 民事事件

#### 第12条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金につき事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金につき委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

#### 第13条（経済的利益—算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、特別な定めがない場合、以下のとおり算定します。着手金は、当初、債務者等に主張する金額を基準とします。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。

- (5) 所有権（境界紛争含む）が係争の対象の場合、その対象たる物の時価相当額。
- (6) 地上権、地役権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 前号の権利が付着した建物の所有権に関する事件は、建物の時価相当額に前号の価額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権、地上権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の2分の1の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、弁護士は、遺産対象物件につき、相続人に争いが無い場合、時価相当の7割の金額にすることができる。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権の民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。ただし、弁護士は、債務名義取得後に上記手続きを取る場合で、かつ、報酬を翻案の事件で取得する場合、上記事件につき着手金のみを請求するものとする。

#### 第14条（経済的利益算定の特則）

弁護士は、前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとします。

2. 弁護士は、前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額することができるものとします。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第15条（経済的利益—算定不能な場合）

第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円

とします。

2. 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

#### 第16条（民事事件の着手金及び報酬金）

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件（調停に付され調停成立又は不成立で審判された場合を含む。）、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。

経済的利益の金額	着手金	報酬金
100万円未満	10万円	経済的利益の16%
100万円を超え 300万円以下	経済的利益の8%	経済的利益の16%
300万円を超え 3000万円以下	経済的利益の5%+9万円	経済的利益の10%+18万円
3000万円を超え 3億円以下	経済的利益の3%+69万円	経済的利益の6%+138万円

着手金は、金10万円を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金100万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者との協議により金100万円未満に減額することができることとします。

2. 同一弁護士が、引き続き民事事件の上訴事件を受任するときは、前項にかかわらず、着手金を次項の範囲内で増額することとします。
3. 着手金及び報酬金は、7・8条、14・15条、その他の条項によって増減額する場合、その範囲を30%内とします。

#### 第17条（調停事件及び示談交渉事件）

示談交渉（裁判外の和解交渉を言う、以下同じ）事件、民事調停や遺産分割調停等の調停事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条の各規定の基準を準用します。ただし、弁護士は、それぞれの規定により、算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

2. 示談交渉事件、上記調停事件又は仲裁センター事件から移行した訴訟その他の事件を引き続き受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、これと第1項の事件の受任の際に受領した着手金の合計額が、前条3項の着手金の増額内となるようにします。
3. 前2項の着手金は、金10万円を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金100万円

- 未満の事件の着手金は、事情により金10万円未満に減額することができることとします。
4. 権利保険で、弁護士費用特約保険を利用する場合、弁護士の着手金、報酬金、手数料等は、日本弁護士連合会のLAC（リーガル・アシスタント・センター）の基準によるものとします。

#### 第18条（契約締結交渉）

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、第16条の各規定を準用します。弁護士は、事件の難易に応じて、合意により減額できるものとします。

なお、契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求しないものとします。

#### 第19条（督促手続事件）

督促手続事件の着手金、その増減等は、経済的利益の額を基準として、第16条の各規定を準用します。着手金は、金10万円を最低額とします。

2. 督促手続事件が、訴訟に移行したときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、これと第1項の事件の受任の際に受領した着手金の合計額が、第16条3項の着手金の増額内となるようにします。
3. 督促手続事件の報酬金は、第16条により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収ができなかった場合は、原則請求しない扱いとします。
4. 弁護士は、金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任したときは、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとします。

#### 第20条（手形・小切手訴訟事件）

手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金、その増減等は、経済的利益の額を基準として、第16条の各規定を準用します。着手金は、金10万円を最低額とします。

2. 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、これと第1項の事件の受任の際に受領した着手金の合計額が、16条3項の着手金の増額内となるようにします。その報酬金は、第16条の各規定を準用します。

#### 第21条（離婚事件）

離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚に伴い財産的請求する場合、別途に、第4項により算定し加算するものとします。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件・離婚仲裁センター事件 又は離婚交渉事件	金30万円以上金50万円以下
離婚訴訟事件	金40万円以上金60万円以下

2. 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
3. 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
4. 前3項において、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額を、加算して請求することとします。
5. 前各条の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することとします。

#### 第21条の2（労働事件）

労働事件に関する着手金は、以下のとおりとします。

交渉案件	金10万円～金30万円
労働審判	金30万円～金50万円
訴訟	金30万円～別表-2の速算表による (労働審判から移行した場合は金10万円～金30万円)

2. 前項の事件に関する報酬金は、事件の結果得られた経済的利益の額を基準として、第16条の各規定を準用します。ただし、事案の複雑さにより30%の範囲で減額又は増額することがあります。

#### 第22条（境界に関する事件）

境界確定訴訟、それを含む所有権に関する訴訟、その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ、金40万円以上、金60万円以下とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

2. 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を下回るときでも、事案の性質上、前項の規定が優先します。
3. 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができることとします。

4. 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
5. 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
6. 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

#### 第23条（借地非訟事件）

借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の額	着手金
金5000万円以下の場合	金30万円以上、金50万円以下
金5000万円を超える場合	前段の額に金5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

2. 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。
  - (1) 申立人の場合その申立が認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。
  - (2) 相手方の場合その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第16条の規定により算定された額。
  - (3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
  - (4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
  - (5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

#### 第24条（保全命令申立事件等）

仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2. 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。
3. 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
4. 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
5. 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとします。
6. 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金10万円を最低額とします。

#### 第25条（民事執行・執行停止事件等）

民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。

2. 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。
3. 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとします。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とします。
4. 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
5. 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。
6. 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、金10万円を最低額とします。

#### 第26条（事業者の倒産整理事件）

破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、次に述べる着手金に含まれます。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 事業者の自己破産事件  | 金50万円以上  |
| (2) 自己破産以外の破産事件 | 金50万円以上  |
| (3) 事業者の民事再生事件  | 金100万円以上 |

- (4) 会社整理事件 金100万円以上  
 (5) 特別清算事件 金100万円以上  
 (6) 会社更生事件 金200万円以上

2. 前項の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

#### 第26条の2（個人の倒産再生事件）

個人の破産ないし民事再生の各事件の着手金、報酬金、申立実費等については、それぞれ次の額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、次に述べる着手金に含まれます。

##### (1) 自己破産

着手金	債権額1000万円以下の場合	金25万円以上
	債権額1000万円以上の場合及び少額管財事件	金35万円以上
報酬金	免責決定が得られた場合	着手金と同額
申立実費等	同時廃止事件 申立実費	金2万5000円
	少額管財事件 申立実費 管財費用	金2万5000円 金20万円

##### (2) 民事再生

着手金	住宅ローン特例なしの場合	金25万円以上
	住宅ローン特例ありの場合	金35万円以上
報酬金	再生計画認可決定が確定したとき	着手金と同額
申立実費等	申立実費	金3万円
	再生委員の報酬	金15～20万円

#### 第27条（任意整理事件）

第26条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

- (1) 事業者の任意整理事件 金50万円以上  
 (2) 非事業者の任意整理事件 金20万円以上

2. 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき

金500万円以下の部分	15%
金500万円を超え、金1000万円以下の部分	10%
金1000万円を超え、金5000万円以下の部分	8%
金5000万円を超え、金1億円以下の部分	6%
金1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき

金5000万円以下の部分	3%
金5000万円を超え、金1億円以下の部分	2%
金1億円を超える部分	1%

3. 第1項の事件が、債務の免除、履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。
4. 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

#### 第27条の2（個人の任意整理事件）

第26条の2に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金、清算により終了したときの報酬金は、以下のとおりとします。

着手金	債権者1人又は1社について 金5万円以上及び実費	
報酬金	債権者1人又は1社につき金4万円以上に、以下の金額を加算した額	
	減額報酬	債権者との交渉により減額した金額の10%
	過払い金報酬	取り戻した過払い金額の25%（この場合、別途に着手金を請求しないものとします。）。

#### 第28条（行政上の不服申立事件）

行政上の異議申立、審査請求、再審査請求、その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2. 前項の着手金は、金10万円を最低額とします。

## 第2節 刑事事件

### 第29条（刑事事件の着手金）

刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

内 容	着手金
起訴前の事件	金30万円以上
起訴後（第一審及び上訴審をいう）の事件	金30万円以上
複雑な上記事件の場合、裁判員裁判の場合、再審事件	金50万円以上

### 第30条（刑事事件の報酬金）

刑事事件の報酬金は、次のとおりとします。

通常の事件	不起訴・求略式命令の場合	金30万円以上
	執行猶予が付くか減刑された場合	金30万円以上
事案が複雑等の事件	不起訴・求略式命令場合	金50万円以上
	無罪の場合	金100万円以上
	執行猶予がついた場合	金50万円以上
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度よる相当な額
	検察官上訴が棄却された場合	金50万円以上

### 第31条（刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2. 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
3. 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

### 第32条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第30条の規定を準用します。

### 第33条（保釈・勾留の執行停止・勾留理由の開示の申立等）

保釈、拘留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、拘留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、各金10万円とします。

## 第34条（告訴・告発等）

告訴，告発，検察審査の申立，仮釈放，仮出獄，恩赦等の手続きの着手金は，1件につき金30万円以上とし，報酬金は事件の内容により相談の上決定します。

## 第3節 少年事件

## 第35条（少年事件の着手金及び報酬金）

少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は，次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金30万円以上
抗告・再抗告及び保護処分の取消	金30万円以上

## 2. 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	金30万円以上
その他	金30万円以上

3. 弁護士は，着手金及び報酬金の算定につき，家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境調整に要する手数の繁簡，身柄の観護措置の有無，試験観察の有無等を考慮するものとし，依頼者と協議のうえ，事件の重大性等により，前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

## 第36条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

家庭裁判所送致前に受任した少年事件は，第4条の規定にかかわらず，家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2. 少年事件につき，同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは，前条の規定にかかわらず，抗告審等の着手金及び報酬金を，適正妥当な範囲内で減額することができます。
3. 弁護士は，追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは，追加受任する件につき，着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
4. 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は，本章第2節の規定によります。ただし，同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は，その送致前の執務量を考慮して，受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

## 第4章 手数料

### 第37条（手数料）

手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

#### (1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件と同時受任でも本案事件と別途に着手金を請求します。）	基本	金20万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解手続き	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の部分：金20万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の部分：2%
		金3000万円を超え、金3億円以下の部分：1%
		金3億円を超える部分：0.5%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
・倒産整理事件の債権届出 ・家事事件手続法第39条の別表第一の事件の申立	基本	金10万円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額。

#### (2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査（事実関係調査を含みます）	基本	金5万円以上、金30万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が金1000万円未満のもの	金10万円
		経済的利益の額が金1000万円以上、金1億円未満のもの	金20万円
		経済的利益の額が金1億円以上のもの	金30万円以上

	非定型	基本	金300万円以下の部分 ：金10万円
			金300万円を超え、 金3000万円以下の部分 ：1%
			金3000万円を超え、 金3億円以下の部分 ：0.3%
			金3億円を超える部分 ：0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に金3万円を加算する。
内容証明郵便作成	基本	金5万円以上	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
成年後見申立	基本	金23万円以上	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型		金10万円以上
	非定型	基本	金300万円以下の部分 ：金20万円
			金300万円を超え、 金3000万円以下の部分 ：1%
			金3000万円を超え、 金3億円以下の部分 ：0.3%
			金3億円を超える部分 ：0.1%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記手数料に金5万円を加算する。

遺言執行	基本	経済的利益の額が金300万円未満のもの	金30万円
		経済的利益の額が金300万円以上、金3000万円未満のもの	2%+24万円
		経済的利益の額が金3000万円以上、金3億円未満のもの	1%+54万円
		経済的利益の額が金3億円以上のもの	0.5%+204万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求します。	
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて、第16条各項で算出した金額。 ただし、合併又は分割については金200万円を、通常清算については金100万円を、その他の手続については金10万円を、それぞれ最低額とします。	
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件金5万円以上。ただし、事案によっては弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができます。	
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本住民票等の交付手続	

		きは1通につき金5000円以上とします。
株主総会等指導等	基本	金30万円以上
	総会等準備も指導する場合	金50万円以上
現物出資等証明（会社法第207条第9項第4号に基づく証明）		1件金30万円以上。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとします。
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		第16条1項による着手金に準じた金額を手数料とします。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

## 第5章 時間制

### 第38条（時間制）

弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

2. 前項の単価は弁護士経験20年以上の場合1時間毎に3万円、それ以外の場合1時間毎に金2万円以上とします。
3. 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。
4. 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができることとします。

## 第6章 顧問料

### 第39条（顧問料）

顧問料は、次のとおりとします。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を減額することができることとします。

事業者	月額 金5万円以上, 資本金1億円以上は月額10万円～
非事業者	月額 金3万円以上

- 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、特に定めのある場合を除き、一般的な口頭で完了する程度の法律相談とします。
- 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立ち合い、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

## 第7章 日当

### 第40条（日当）

日当は次のとおりとします。

往復2時間を超え、4時間まで	金3万円
往復4時間を超え、7時間まで	金5万円
往復7時間を超える場合	金10万円

- 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

## 第8章 実費等

### 第41条（実費等の負担）

弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。

- 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。
- 前2項の実費等請求額の基準は、「実費等請求額基準表（別表-1）」のとおりとします。

### 第42条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができることとします。

## 第9章 委任契約の清算

### 第43条（委任契約の中途終了）

弁護士は、委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。

2. 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができることとします。
3. 弁護士は、第1項において、委任契約の終了につき、依頼者が故意又は重大な過失、あるいは不誠実な対応により委任事務処理を不能にしたとき、又は1ヶ月間以上に渡る連絡不能、その他依頼者が無理解な姿勢や言動をし、事件の解決につき協力する姿勢を欠くなど重大な責任があるときは、当初定めた弁護士報酬の全部を請求することとします。

### 第44条（事件等処理の中止等）

弁護士は、依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、事件等に着手せず、またはその処理を中止することとします。

2. 弁護士は、前項の場合には、予め依頼者にその旨を通知いたします。ただし、当初指定された依頼者の住所に通知を発すれば到達したものと扱います。

### 第45条（弁護士報酬の相殺等）

弁護士は、依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないうでおくことができるものとします。

2. 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知いたします。なお、前条2項ただし書を準用いたします。

以上

別表－1（実費等請求額基準表）

	種類	金額	備考
1	収入印紙等	収入印紙等の金額による。	
2	郵券	郵券の金額による。	速達料金含む。 後納の場合は実費。
3	宅配便等	実費	梱包資材費は別途請求
4	謄写代	モノクロ 1枚20円 カラー 1枚50円	
5	日当	(2時間を超え4時間まで) 4万円～ (4時間以上) 7万円～	
6	交通通信費	実費（タクシー代含む。）	鉄道はグリーン料金とする。
7	宿泊代	一泊2万円以上	
8	登記簿謄本, 登記事項証明書, 登記事項要約書, 登記情報, 固定資産税評価証明書, 固定資産課税台帳写し, 戸籍謄本, 住民票, 印鑑証明書, 身分証明書, 登記ない証明書等請求	実費及び下記の手数料 登記簿謄本, 登記事項証明書, 登記事項要約書, 地図, 図面 1通2000円 登記事項証明書, 登記情報 (地図, 図面を含む。) 等をオンラインで取る場合 1通1000円 固定資産評価証明書, 固定資産税課税台帳写し等 (郵送含む。) 1筆1物件2000円 戸籍謄本, 住民票, 印鑑証明書, 身分証明書等 (郵送含む。) 1通2000円	実費は, 印紙代, 定額小為替発行手数料, 郵券等
9	内容証明郵便	実費	オンライン申請, 郵送共
10	弁護士法23条の2に基づく照会	1件当たり5万円以上	実費含む。